

## 「新成人の皆さんへ」 20歳になったら 国民年金



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

### 国民年金のポイント

#### ◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、に障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

## 事業者の皆さまへ

### 従業員の住民税は

### 特別徴収（給与天引き）で！

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町に納める制度です。

※給与を支払い、所得税の源泉徴収の義務のある事業者は、原則として個人住民税の特別徴収を行うこととなります。（地方税法第321条の4および町税条例による）

#### ☆特別徴収のメリット☆

従業員の方が納税のために金融機関や役場へ出向く手間が省け、納め忘れがなくなります。

また、普通徴収（自分で納付）の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの負担額が小さくなります。

税額は町から通知しますので、事業者が計算する必要はありません。

#### ■問合せ 町民税務課

Tel. 47-8014

